

# 被災された方のための 生活支援情報

第 51 号  
平成 26 年 11 月 26 日  
仙台市復興事業局生活再建推進室

TEL 214・8559 FAX 214・5130  
〒980-8671 仙台市青葉区国分町 3-7-1

## 仙台市営住宅定期募集のお知らせ

- 申し込み受け付け＝12月16日まで
- 「入居募集のごあんない」＝12月5日から市役所国分町分庁舎2階仙台市建設公社募集収納課、市役所本庁舎1階市民のへや、区役所総合案内、総合支所、青葉区役所戸籍住民課仙台駅前サービスセンター（アエル5階）、証明発行センター、各区中央市民センター、生涯学習支援センター、宮城県住宅供給公社、市営住宅管理事務所で配布
- 申し込み方法＝入居を希望する住戸1戸を選び、「入居募集のごあんない」に添付の申込書を専用封筒で12月16日までに郵送で。申し込み多数のときは抽選。
- 入居可能日＝2月24日（予定）
- 申し込みできる方＝次の条件を全て満たす方。①現在住宅に困っている②現在同居中か、同居しようとする親族（婚約者・内縁の方を含む）がいる（ただし、昭和31年4月1日以前に生まれた方・身体障害者手帳1～4級の方・生活保護を受けている方等は、単身の申込が可）③市内に住所または勤務地がある④収入が所得月額で15万8千円以下。ただし高齢の方・障害のある方・未就学児がいる方は、所得月額で21万4千円以下（収入の計算方法は「入居募集のごあんない」をご覧ください）⑤市町村民税等の滞納がない⑥暴力団員でない（同居予定者を含む）⑦その他資格要件を満たす。なお、東日本大震災により住宅を失った方、福島復興再生特別措置法により居住を制限されている方も申し込みできますが、条件が異なりますので、お問い合わせください
- 募集団地・住戸タイプ、家賃、入居資格などについて詳しくは、「入居募集のごあんない」をご覧ください
- 配偶者等からの暴力被害者の方の申し込み条件等については、お問い合わせください

■例年6月、9月、12月、3月に定期募集を、7月に母子・父子世帯対象募集を、1月に子育て世帯対象募集を実施しています

問い合わせ 仙台市建設公社募集収納課 ☎214・3604

## 固定資産税等の課税免除制度廃止に伴う措置について

東日本大震災後の地方税法の改正により、津波で甚大な被害を受けた区域内の土地および家屋の固定資産税・都市計画税について、課税免除の制度が設けられ、仙台市では毎年度区域の見直しを行いながら適用してきましたが、このたびの国の税制改正で、制度が継続されることが決定しましたので、平成27年度以降は通常課税となります。ただし、仙台市においては、次のとおり、固定資産税・都市計画税を減免します。

### ◆減免が適用される対象範囲

| 災害危険区域  | 災害危険区域外の平成26年度課税免除区域（若林区井土、宮城野区蒲生字原屋敷等）   |
|---|---|
| ①防災集団移転促進事業の移転促進区域で、仙台市に対して買取り依頼書を提出しているが、仙台市への所有権移転登記が未完了の土地（仙台市への所有権移転登記がなされなかった場合は、減免を取消し、通常課税となります）<br>②かさ上げ道路用地<br>③七北田川及び貞山運河の整備に伴う用地買収の対象となっている土地<br>④蒲生北部被災市街地復興土地区画整理事業区域内において利用されていない土地<br>※①～④の土地の上に建っている家屋についても減免の対象とし、減免の適用期間は基本的に各事業の事業期間とします | 震災時に所有し、かつ、居住していた家屋及びその敷地で、賦課期日（1月1日）現在、応急仮設住宅に入居している方が所有しているものについて、平成27年度分及び平成28年度分の2年度分を減免します |

### ◆減免割合＝全部（100%）

問い合わせ 資産税企画課 ☎214・4442

※裏面にもお知らせがあります

### 市役所・区役所などの電話番号

|                     |                     |
|---------------------|---------------------|
| 仙台市役所 ☎261・1111(代)  | 太白区役所 ☎247・1111(代)  |
| 青葉区役所 ☎225・7211(代)  | 泉区役所 ☎372・3111(代)   |
| 宮城野区役所 ☎291・2111(代) | 宮城総合支所 ☎392・2111(代) |
| 若林区役所 ☎282・1111(代)  | 秋保総合支所 ☎399・2111(代) |

### 仙台市ホームページ

<http://www.city.sendai.jp/>

### 仙台市携帯電話用ホームページ

<http://www.city.sendai.jp/m/>

## 生活困りごとと、こころの健康相談

さまざまな生活の困りごとに司法書士が、心の健康について精神保健福祉のスタッフが相談に応じます(予約制)。

◆日時＝12月9日(火)13:00～16:00

◆会場＝宮城県司法書士会館(青葉区春日町8-1)

**申し込み** 電話で宮城県司法書士会館 ☎263・6755 (9:00～17:00)

**問い合わせ** 精神保健福祉総合センター ☎265・2191

## 医療費や健康保険料の還付金を装った振り込め詐欺にご注意ください

本市職員などを装って「健康保険料や医療費の還付がある」などと電話をかけ、金融機関のATM(現金自動預払機)を操作するよう誘導し、現金を振り込ませようとする「振り込め詐欺」に関する情報が寄せられています。

仙台市からの還付金のお知らせはすべて文書で行っており、電話で金融機関などのATMの操作を求めることはありません。

不審な電話があった場合は、その場で対応せずに、相手の所属・氏名・連絡先を確認し、一度電話を切って、お住まいの区の区役所・宮城総合支所の保険年金課または秋保総合支所保健福祉課へお問い合わせください。また、最寄りの警察署にも情報をお寄せください。

**問い合わせ** 区役所・宮城総合支所保険年金課、秋保総合支所保健福祉課(☎は表面下欄)、健康福祉局保険年金課 ☎214・8171

## ウィーン・オペラ舞踏会管弦楽団 ニューイヤーコンサート!

被災された方200人を抽選でご招待します。

◆日時＝1月10日(土)14:30～(13:50開場)

◆会場＝イズミティ21大ホール

**申し込み** 往復はがきに代表者の住所・氏名・電話番号、催し名と参加者全員(はがき1枚につき4人まで)の氏名を記入して12月12日(必着)までに郵送

**問い合わせ** 文化振興課(〒980-8671(住所記入不要) ☎214・6139)

## 女性のためのこころのケア講座 「パートナーシップ—快適なパートナーシップに踏み出そう!」

◆日時＝12月21日(日)13:00～15:30

◆会場＝エル・ソーラ仙台

◆対象＝震災後の人間関係やDVなどで傷ついた経験のある女性20人[先着]

◆費用＝500円

◆託児あり(12月11日までに要申し込み)

**申し込み・問い合わせ** 電話で男女共同参画推進センター ☎268・8302

## 感染性胃腸炎・インフルエンザに注意しましょう

### ■感染性胃腸炎(ノロウイルス等)

例年12月の中旬頃が流行のピークです。感染性胃腸炎のなかでもノロウイルスによるものは、感染力が強いことから、特に注意が必要です。

#### 【感染防止対策】

●手洗いを励行しましょう。特に食事の前、トイレの後、おむつの交換の後などには石けんと流水でよく手を洗きましょう

●食品は十分に加熱調理(85～90℃、90秒以上)しましょう

●嘔吐・下痢などの症状が出たとき、ふん便、吐物の処理は、使い捨てのマスクと手袋を着用し、汚物中のウイルスが飛び散らないよう注意しましょう。その際は、手すり、ドアノブ、床等も清拭しましょう。消毒には塩素系漂白剤(次亜塩素酸ナトリウム)が有効です

### ■インフルエンザ

例年12月～3月頃に流行し、いったん流行が始まると、短期間に多くの人へ感染が広がります。

#### 【感染防止対策】

●手洗いを励行しましょう。特に食事の前、トイレの後、外出から帰った時などには必ず石けんと流水でよく手を洗きましょう

●咳などの症状がある方はマスクを着用し、感染拡大防止に努めましょう

●自分や家族の体調を管理し、健康な身体を維持しましょう

●室内の換気を定期的に行うとともに、加湿等により適度な湿度を保ちましょう

●予防接種は発症する可能性を減らし、もし発症しても重症化を防ぎます

**問い合わせ** 区役所保健福祉センター管理課(☎は表面下欄)、感染症対策課 ☎214・8029

★「被災された方のための生活支援情報」の送付先の変更や、送付の停止については、仙台市復興事業局生活再建推進室 ☎214・8559までご連絡ください。